

第8章 歴史的風致形成建造物の管理の方針

8-1. 歴史的風致形成建造物の管理の基本的な考え方

文化財保護法や愛知県、本市の文化財保護条例に基づき指定等されている建造物を歴史的風致形成建造物として指定し、維持・管理する場合は、当該法令に基づき、適正に維持・管理を行う。未指定等の建造物については、建造物の特性や価値に基づき、適切な維持・管理を行うこととする。

歴史的風致形成建造物の適正な維持・管理は、所有者や管理者等による維持・管理を基本とし、歴史まちづくり法第15条第1項に基づく歴史的風致形成建造物の増築、改築、移転又は除却に係る市長への届出及び勧告等を活用し、適切な維持・管理を図る。また、修理が必要な場合は、建築様式や改変履歴等の調査・記録を行ったうえで、修理することを基本とする。

また、歴史的風致の維持向上のため、歴史的風致形成建造物の公開・活用を行う場合には、建造物の保存を第一に考えたうえで、外部から望見できるよう措置を講じるだけでなく、可能な限り内部の公開に努めるものとし、公開する場合は、所有者等に支障を与えないよう配慮するとともに十分な協議のうえ、実施されるよう指導・助言する。

8-2. 歴史的風致形成建造物の管理の指針

1) 県及び市指定文化財

県及び市指定文化財は、県及び市の文化財保護条例に基づく現状変更等の許可制度等により、保護を図る。これらの建造物の維持・管理は、文化財の持つ価値を損なうことがないように修理等を実施するものとする。

文化財の保護のために必要な防災・防犯の措置を講じる場合は、文化財の価値を損なわない範囲で実施するものとする。

民間が所有する建造物の修理等は、補助制度を活用して所有者の負担軽減を図るとともに、関連する審議会や専門家等による必要な技術的指導を踏まえて実施するものとする。

2) 登録有形文化財

登録有形文化財は、文化財保護法に基づき、適切に維持・管理を行う。これらの建造物の維持・管理は、文化財の価値を損なわない範囲で調査に基づく修理を基本とする。

民間が所有する建造物の修理・活用等は、補助制度を活用して所有者の負担軽減を図るとともに、関連する審議会や専門家等による必要な技術的指導を踏まえて実施するものとする。

3) その他保全の措置が必要な建造物

歴史的風致形成建造物のうち指定等文化財でない建造物は、計画期間後も国登録や市指定等の保護措置を検討するものとする。

これらの建造物の維持・管理は、建造物の持つ価値を損なわないように現行の維持及び保護を基本とする。

民間が所有する建造物の修理・活用等は、関連する審議会や専門家等による必要な技術的指導を踏まえて実施するものとする。

4) 県、市指定の史跡名勝天然記念物及び登録記念物

現状保存を基本とする。これらの史跡名勝天然記念物を維持管理及び公開活用のために保存、復原等を行う場合には、歴史資料や古写真及び痕跡に基づき、防災等の必要管理施設を付加する場合には、史跡名勝天然記念物の価値及び特性に支障を与えない範囲で実施するものとする。

民間所有の史跡名勝天然記念物の保存・活用は、補助制度を活用して所有者等の負担軽減に図るとともに、関連する審議会、専門家等による必要な技術的指導を踏まえて実施するものとする。

8-3. 届出が不要の行為

歴史まちづくり法第4条第1項第1号及び同法施行令第3条第1号に基づく届出が不要な行為については、以下の行為とする。

- ①愛知県文化財保護条例の規定に基づく県指定重要文化財について、現状変更などの許可申請を行い、又は修理の届出を行った場合
- ②津島市文化財保護条例の規定に基づく市指定有形文化財について、現状変更などの許可申請を行い、又は修理の届出を行った場合
- ③文化財保護法第57条第1項の規定に基づく登録有形文化財について、同法第64条第1項の規定に基づく現状変更の届出を行ったもので、文化財の価値を著しく減じない場合